

議会改革特別委員会会議録

[平成24年 6月25日開催]

南あわじ市議会

議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成24年 6月25日
午前10時00分 開会
午前11時36分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（9名）

委 員 長	柏 木 剛
副 委 員 長	久 米 啓 右
委 員	森 上 祐 治
委 員	原 口 育 大
委 員	阿 部 計 一
委 員	印 部 久 信
委 員	熊 田 司
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	蛭 子 智 彦

欠席

議 長	楠 和 廣
-----	-------

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美

II. 会議に付した事件

1. パブリックコメント実施の是非について……………	3
2. 条例案の見直しについて……………	1 2
・ 反問権の条項	
・ 倫理条例の条項	
・ その他 6月21日全協で出た意見について	
3. 今後の予定……………	2 1
4. その他……………	3 3

III. 会議録

議会改革特別委員会

平成24年 6月25日(月)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午前11時36分)

○柏木 剛委員長 おはようございます。

議会が終わったやさきの委員会開催させてもらいまして、本当に恐縮に思っておりますが、先日全員協議会で基本条例案を示しまして、あとパブリックコメントについての意見を求めたということで、それに対して改めて委員会を開いてということで、今後のアクションに関係するということで、急ぎだったんですが本日開かせてもらうことにしましたので、一つよろしくをお願いします。

まず、きょうのレジュメにもあるんですが、まず1番はパブリックコメント実施の是非についてということについて話をしたいと思うんです。2つ目は、あのときに出了た条例案の見直しの項。それから、これからの条例に向けてのアクションプランということ。その辺が、本日の議題かと思えます。

まず1番の、パブリックコメント実施の是非について、改めて委員会として結論を出したいというふうに思っておりますので、いろいろと御意見をいただけたらと思っておりますので、どうぞ自由に御意見をいただければと思っておりますが。

印部委員。

○印部久信委員 もう、委員会で十分協議して、その上全協開いてああいう意見を集約しとんねんさかい、あと委員長が判断してもうて、この委員会で委員長の判断を出してもうてやったらええん違ふの。もう、一々同じことの繰り返しはいらんの違ふ。十分意見は出しとるはずや。

○柏木 剛委員長 何か、ほかに。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 全員協議会で意見いただいて、全員協議会での話はああいう方向性ということだったんですが、一委員として、これまで携わってきた委員として、どうしてもパブリックコメントに関してその払拭できない疑問があるわけです。あのときに、委員長や座長にもう少し賛成者の意見を聞いてくださいというふうに要求をしたんですが、余り委員としてちょっと遠慮したんで、そのときはそれ以上発言しなかったんですが、そのときの座長の判断でああいう結果になっております。

最終、きょうその払拭についての疑問を、その基本的なことなので、それを払拭できればパブリックコメントを事前にするということにはこだわる必要もないし、例え制定され

たあとでも意見も聞くことができますので、最終その話だけ少し議論させていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○柏木 剛委員長 結構ですよ、疑問があり、払拭したいことがあるとすれば、きょう出してもらってもそれはもちろん構いません。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 皆さん、私の意見に反論、あるいは他の意見があればすぐ答えていただいたらいいと思うんですけど。北村議員も発言されておりました、必要ないと。議会のことを決めるんですから必要ないということですが、これの基本的な考えは阿部委員と同じような考え方と判断したんです。選挙で負託を受けた我々が決めることに、一々市民に頭下げてコメントいただくということは必要ないというふうなことを後ろに含んでおいたというふうに思ってます。これも、阿部委員と同じような意見と思ったんですが、皆さんもそのように聞いたと思うんですけども、いかがですか。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それは、今言われた久米議員に反論するのではないねんけども、そういう言い方でなしに、議員の基本条例案であったら、あくまでも議員が決めてそして決めたことを住民に公開してするということについては、これは我々も何も住民を軽視とかそういう気持ちは持ってませんけども、あくまでも基本条例ということの中で、私はそういうことを必要ないということ言ってるんで、その点誤解のないようにしてほしいと思います。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 北村議員、あるいはほかの議員も、不要であるというその背景ははっきりとそのときには発言されてなかったんですが、阿部委員ははっきりと発言されました。議会のことを決めることには、全面負託を受けた議員として必要ではないのではないかというようなことなんですけども、一つの疑問は、二元代表制に関して我々は市民から全面負託を受けておると、議員必携にも書いておりますし、議会を通じて市の政策とか意志決定をする責務を負ってるということかと思えます。それは、二元代表制という形で、市の提案する議案の賛否などについても議員が市民を代表して行っておるし、その実施する政策についての監視も当然我々に任されておるということです。ただ、その二元代表制という考え方のもとで、では議会のことに関してまで全面負託を受けたかどうかとい

うことに一つ目の疑問があるわけですけども、この辺について。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、久米副委員長の言うのは、そんなんだったら理論的にはわしの理論を突破せえということや。我々議会は、最大公約数を求めて動きよるのや。個人がどないしてもこの意見を言うて、私の意見にはそれやったら理論的に反論して、私を屈服せえと。そういうことよ、ある意味ではの。そやから、それやったら議会違うん。何のために全協開いて皆の意見を聞いたんですかと。賛成・反対、賛成したら賛成の理由を聞かしてくれ、反対したら反対の理由を聞かしてくれというのは採決ではない。議会というのはそんなんでも動きよるの違う。大勢の意見を集約して動きよるねん。あのときの意見は、我々はあのときは反対の意見も出さななんだ。そのかわり、委員で賛成の人も、あのときには委員会で出とるから全協において意見を出さななんだ。以外の全員の人の意見をおおむね聞いて、反対の意見はあつたけれども積極的賛成の意見は委員会以外のメンバーでなかった。座長はそれを判断した。その判断に基づいて委員会開いて委員長が判断しとるんやよって、個人的な意見を、そしたらこの意見を論破せえというて言うのはおかしいの、議会としての。賛成・反対について、それぞれの意見に皆尾ひれつけて、内容つけて反対・賛成の意見を表明せんなんことはないわけ。だから、それはそれである程度認めていかんことには、それだったらほかの今度はわしが仮に言うた意見が少数であっても、そんなんやったら、私の意見の論理に論理的にわしを屈服するように突破してくれと言われたら、こんなこというて議会進めへんど。今度から、そういうことやったら、我々でも反対一人であっても、そんなんやったらわしの論理を突破してくれと、論破してくれと、理論武装してやってくれというようになってくる。やっぱり、議会というのは個人の意見は何ぼでもある、皆。けれども、やっぱり20人なら20人の意見の最大公約数を求めてやりよるのや。本会議の採決しかり。反対して通らんさかいいうて、おれの意見を論破せえ、それでないとこの議案は通さへんということや通れへん。やっぱりそれでいきよるねんから。それでええん違うの、そない隅々まで私を納得せえやいうたらそれは前へ進まんと思うで。皆、不平、不満はあるよ。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 この前全協のとき、蓮池委員も言われてましたけど、全協はあくまでも意見を聞く場であって採決する場でないと。だから、そこで聞いたことを、柏木委員長今回委員会開いてくれて、意見として聞いて、それで委員会として判断しましょうということでのきょうの会やと思っておりますんで、確かに、今、印部委員さん言うたように、賛

成・反対等はいろいろ聞かしてもうて、最終結論は委員会を出したらええというふうに思ってます。その中で、私は基本条例の3原則ということが、東京財団がよう言うてる中に、まず議会報告会開くと、それと委員間の討議と、それと市民の声を請願等を通じて聞くという3つがあります。私、その中でパブコメというのは、市民の声を聞くという中に当然含むべきやというふうに思ってます。あくまでも、基本条例をどうするかという中身については、全協で出たここに書いてある反問権であったり倫理条例については、基本条例をどうするかという。ただ、パブリックコメントとるかどうかというのは基本条例でなしに、その制定の手順としてそれを踏むかどうかという議案なんで、そこは基本条例の中身とは切り離して考えるべきであると。一つの手続として、それが必要かどうかという議論をすればええということやと思う。私は必要やと思ってます。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この前の議員協議会でいろんな意見が出されました。私も、この2年間議会改革特別委員会の委員としてこの基本条例の制定にかかわってきたんですけども、当初お互いの思い、基本的な思いはというのは、9月議会に上程、最後の山場に来てます。できたら、大筋全員の議員の賛同のもとに成立したいなど。言うか言わんか別に、そんな思いできたと違うかなと、私はそない思っとんですよ。だから、この前の議員協議会で思いのほか、私自身ですよ、いろんな人の疑問、反対の意見がパブリックコメントとして出たということは、これはどう考えても全会派で賛成して実施できるものではないと私自身判断いたしました。個人的には、私は今やるべきと思っとんやけども、けども大筋やはり議員仲間の中で、疑問、反対の意見が何人もいらっしやる中で、これを委員会としてまた議論して、多数は前はやろうじゃないかだったんやけども、本当はやるという結論に達してもまた議員の中には何やというような不満、くすぶりが残るだろうし、さっき同僚議員おっしゃったように、私は委員長がこういう議論受けて、いろんな賛否の意見受けて判断されたら、私はもうそれでええなと思ってるんです。

○柏木 剛委員長 そういうことなんですけども、久米副委員長どうですか、まだ払拭できないという話と、印部委員の話とを含めて、まだあえて。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 私は、冒頭にパブリックコメントにこだわらないということは言うてます。ですから、委員として単純に疑問に思ってることを払拭したいということだけで、別に論破せえというほどの気持ちはないです。皆さんの意見聞いて、こうではないかという話をしてくれたらそれでよいわけですけども、これが本当に議会の基本的なことな

ので、全員協議会の判断、あるいは全員協議会の議員の意見を持って、その委員会が正しい判断をしてるということを確認したいということなんです。ただ、その疑問が払拭できなければもう少し議論をしたいということを上上げてるわけで、その議論をしてもいいんじゃないですか、もう少し時間をかけて。この辺については。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私は極論言うけどもね、やはりこれは委員会で預ってやっとなねんから、委員会を中心にやっていくのがこれ当然です。でも、最終的には全協の意見も聞いてやるという前提の中でこれやってるんですよ。

それと、言葉は悪いですけどね、これは新しい議員さんはそんなにまだ経験ないか知らんけど、これはイギリスの随分偉い政治家が議会とは策略と裏切りの世界やと。現実には、この前も総務委員会で可決されたことが本会議で否決をされたと、まさにこの言葉が物語っとなねん。今回も、これまたここでこういう議論をして、本会議へ行って議員提案でやる。議員提案でそれはまさか否決やいうことになったら、これどないなるので。やっぱりそんなことも考えて、やっぱり全員協議会の意見をやはりある程度尊重していかなかったら、それはこの中で何ぼしたって、それはこの賛成のほうが数は多いんやから。けど、これは全体でやることなんやから。それは、そういうことをよく考えて、必ず委員会でやったことがすべて通るか、そんな世界と違いますよ。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 最終は、我々としては議会基本条例を可決したいということなんですけども、パブリックコメントを実施するしないについては、先ほども言うたように、皆さんほかの方もこだわってないんじゃないかと。できるならしてほしいという意見と、しなくてもいいという意見なんで、その辺はもうちょっと時間とっていただいてもいいんじゃないですか。せっかく緊急に委員会開いてもうたのに。

○印部久信委員 時間とって何を協議するの。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 もう少し発言させていただきますが、議会のことを決める、二元代表制については、先ほど負託を受けて賛否についても議員のほうで実施しておると。市の政策運営に関しては、議員のほうで判断すればよいということなんですけども、例えば

議員のことを決めることについてということ私言いました。例えば大きな問題としては、議員定数とか議員の報酬とかについてもありますけども、やはりこの辺は、市民のこれまで意見を聞かなかったという例は今まであるんですか。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） 議員定数では意見聞いてますし、参考人として出席いただいて聞きもしてますし、議会のほうから出向いて、市民の方の意見は聞いております。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 報酬に関しても、報酬審議会等へ委託して、条例ですからそんなことせずとも我々で決めたらそれですむことなんですけども、そういう重要な政策というよりも、議会に関することはやはり一たんは市民の目にも触れさすということ、あるいは意見を聞くということをしてきてますよね。それについて、皆さん反対された方は、強く反対された方おったかどうかということなんですけども、なかったんじゃないかと思えます。この議会基本条例も、一つには大きな最高規範という言葉とりましたけども、非常に重要な条例であるということは皆さん御存じやと思えます。それを、これまでの議会に関する、議会の単独で決められるような条例を単独で決めて議決してしまうということにどうも疑問があるわけですが。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そやから、個人的な意見はもうこんでええやな。個人的な意見は皆持つとんねんさかい、もう久米副委員長の意見はもうそれでええやな。けども、我々は委員会で一応決めたことを全協に諮問して、話を聞かしてもうて、その全協の意見を聞いたんやな。そやから、もう個人の意見をここで戦わす必要はないんや。そやから、委員長はもう判断してもらわんことには、そなんやったら、やるんやったら今度は反対意見また言わんなんようになるで。もうええかげんにせんことには、自分の意見を最後まで押し通して、ここで委員を洗脳して、委員長があない言いよったけどパブリックコメントとるというまでいかんなんのやったら、そなん話にならへんやな。そやから、もうええかげん意見は意見でとめてやらんと、これ話にならんで。何のための全協や。

○柏木 剛委員長 わかりましたけども、ちょっと待ってください。もう終わりますんで。

阿部委員。

○阿部計一委員　　先ほど久米委員が言いよったように、定数と議員歳費というのは、これはあくまでも諮問をして、それで市長がそういう諮問委員会を設けてそこでやってることで、何も全住民にアンケートをとってって、そんな方法はしませんよ。これは、はっきりと諮問委員会へ預けて、この前も定数を減らす、これはやっぱり団体からもそういう要請もあって、そういう諮問機関が答えを出したと。その中で、歳費も下がったということで、これは全住民にそういうパブリックコメントみたいなとる、そんな前例はございません。

○柏木　剛委員長　　久米副委員長。

○久米啓右副委員長　　印部委員の意見は、僕の疑問に一切答えてくれてません。印部委員の意見は、決まったことにはそれに委員長判断でせえということなんで、もう少し議論をさせてくださいという話をしておるのに。

○柏木　剛委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　いや、自分の意見を述べさせてくれだろ。もう、我々は議論せえへんいうねん。自分の持論を述べたいんならそれは述べてもうたらええけど、我々はこのことについて議論はしたんやから、反論もせえへんし議論はせえへんというねん。持論は言うて、5分なら5分で。そないせんことには、最後にわしの意見に皆が来てもらうまで意見交換言わしてくれ言い出したら、もう答え出えへんいいよんねん。

○柏木　剛委員長　　森上委員。

○森上祐治委員　　この辺で委員長にお願いしたいんけども、我々今後この9月議会に、一応予定としたら議会基本条例を上程していくという動きの中で、この期に及んでというような言い方ちょっと語弊があるけども、我々一生懸命原案をつくってきて棟が上がりつつある。9割9分原案できたという段階で、そこでパブリックコメント、一つの一定の手順に従って最終段階に進める。それを、委員会中心主義といわれるんやけども、委員会に完全に任してくれとんだったらこの前でもうすつとひとつとるわけやな。ところが、議員協議会にもうちょっと全員の意見聞いてみんかというたら、思いのほかいろんな反対意見が1人や2人でなしに出てきたと。会派によったら、多数の人が一つの会派で反対の意見が多かったんじゃないかと私は思とんねんけども、そういうときに、今後、例えばあとの反

問権にしたって倫理条例の問題にしたって、どういうスタンスで我々は委員会として最終の詰めをしていくんか、最終的にまた一つひとつ議員協議会にかけて、意見はなかなかまとまりにくいんじゃないかと思うんやけど、そんなときにあらかた大体合意ができるような観点で議論進めていくんか、最終的に意見の対決状態で採決とらんなんような形でいくのか、できたら私は合意できるような内容で、もう一遍全協なら全協に提示するような形を委員会として模索すべきじゃないかと。大体、議論はする段階では過ぎとんのよな。だから、もう委員長判断でやってもうたらええと。

○柏木 剛委員長 わかりました。
印部委員。

○印部久信委員 それと委員長、ちょっと一歩先走ったこと言うけど。今、森上委員が言われたように、反問権、政治倫理について協議して、もう一遍新たに全協やいうてましたけど、もう私はそういう必要はないと、私は。一応全協で、議員の意向というものを聞いたんやから、あとはもう細部の詰めやから、反問権と倫理条例をどっちにおくとかかいするのは、もう委員会で決めて提案してええと思う。ここまで、どうですか、どうですかということはない。おおむねの意見は聞いとんねんから。

○柏木 剛委員長 すいません、1番の問題だけはもう結論出したいんです。
原口委員。

○原口育大委員 そしたら、意見は取り合えず述べさせてもらうということでありましたんで、今知っていただきたいんですけども、さっきも言いましたように、基本条例の中身に対することと、その今回のパブリックコメント自体は手続問題なんで、それは別に考えるべきやと思ってます。議会基本条例という、議会みずからが議会の縛る、律する条例ですので、私は客観的な市民の意見は聞くべきだというふうに思ってます。ただ方法として、久米委員も言われてましたけど、パブリックコメントだけが方法でないというのも思います。だから、いつでもそのうちらが出したものに対して意見を受け付ける状態はつくっておくべきやというふうに思います。

○柏木 剛委員長 わかりました。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 パブリックコメントについては、これまでやった例とやってない例とあると思うんですね。例えば、政治倫理条例なんかこれやってないんじゃないかな。た

だ、だからやりようはいろいろあって、それぞれ会派でも政務調査を使ってやろうと思えばできると。今ここでかなり対立をしておりますので、これを一つにするというのはちょっと難しいのではないかと。それぞれの意見の発表というのは、いろんな場所でもできることは担保されておりますから、それは大いにやってもらって結構と。むしろやるべきだろうと。それぞれの会派の特徴としてやってもらったらええんじゃないかなと思うんですね。ですから、議論は僕も十分出尽くしてるというような印象はあります。ただ、僕もパブリックコメントやったほうが良いというのは当然のことなので、それはもうやるべきだろうとは思いますが。そういう考え方です。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 僕も、最初言うてたように、パブリックコメントはするほうが良いと。せつかく、議会改革の基本条例をつくるんやから、こういう立派なもんができるときに、やっぱり市民のパブリックコメントをとったっていうのもきちんとそろえとけば、なお基本条例としての値打ちが上がるかなという思いがありました。

ただ、さっきも言いましたけど、全員協議会でああいうふうな決まり方というか、してしまいましたんで、それもまた議員間で無視するというわけにもいかないと思いますので、さっきちょっと案ありましたけども、一応基本条例としてこういう案ができましたということを発表したあとでも、要するにいろんな意見は受け付けて、またこの基本条例を次々、これは決まったものではないんで、新しく新しくしていかなとあかんもんやと思いますんで、その都度そういうふうな市民からの意見もあるんで、今度はこういうような形でのことを議員で話し合いませんかみたいな形で進めるのも別にええのかなという思いがします。以上です。

○柏木 剛委員長 わかりました。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 パブリックコメントについては、全員協議会での協議に従うということで、この委員会まとめられても別に異存はありません。先ほど蛭子議員も言われたように、いろんな手続できますし、今やらなければだめだということがないので、ただその基本的な考え方に議員としての脈略がないというふうな疑問があるわけですね。ただ、それを疑問に思っただけです。ですから、それについてはこの場で議論する必要も今ないので、また別の機会でお話しさせていただきますので、私の発言はこれで終わります。

○柏木 剛委員長 その辺は何か含みがありますが、一応そういうことでよろしいです

ね。

○久米啓右副委員長 はい。

○柏木 剛委員長 そしたら、この件について、もう皆さんの意見を、私総合させてもらいます。結論から言いますと、委員長の判断としては、この過程あるいはこの手続の今の条例前の制定の間で、市民の意見を聞くパブリックコメントはもう行わないとします。ただし、意見を聞く場がないわけじゃないんで、少なくとも9月の議会に上程されてこういうのが可決された段階では、いろいろマスコミのほうも報道されるでしょう、当然議会だよりも出します。それから、11月には議会報告会も予定されてます。そういう過程の中で制定した、熊田委員が言われた話と同じなんですけどね。あとでもいろいろ意見を聞きながら、市民の声を盛り込む、反映していくというそういう過程もあると思うんで、今、制定前の過程の中では手続としてあえて行わないと。私はそんな格好で、この条例制定に向けて進めたいと思うんですが、それを結論とした、私の考えはそういう結論ですが。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 よろしいですか。じゃあ、今の件はそういうことで。必ず意見は求めると、ただし今の段階じゃなくて、一たん出して皆公表したあと、いろいろの場で、先ほどの会派ごとの報告会もあるでしょうし、議員報告会もあるでしょうし、いろいろの場の中で意見を求めると。そんな格好でやっていけば、それで十分パブリックコメントを求めた格好になるんじゃないかとそう思いますので、あえてここは全協の意見に逆らってやるということはしないというふうに私はしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柏木 剛委員長 ありがとうございます。

それでは2つ目、これも全協で基本条例案というのを示しまして、ちょっと意見が出ましたので、その辺だけちょっと本日もう一度その意見をどういう意見だったかということ、もし見直しが必要であればということで、条文関係にちょっといきたいと思うんです。

印部委員。

○印部久信委員 ちょっと、委員長。この反問権に今入るわけなんですけど、この反問権というものを、議員がもう少し深く理解をしてもらう必要があるん違うかな。反問権という意味。

○柏木 剛委員長 議員がというのは、
印部委員。

○印部久信委員 我々議会議員が。というのは、全協においても、ややもするとこの反問権についてちょっと的外れな意見を出しておったような議員がおるようにも思うんやな。執行部の反問権というのは、もうちょっと具体的にわかりやすく議員にも説明せんといかんと思うんよの。名前とはもかく、全協の中で、そしたら執行部がその提案についての予算措置はどうするんだというようなことを言われたら、議員はホールドアップするというような発言もあったかと思うんですが、実際にこの反問権というのは、執行部がそういうような発言をする反問権で私はないと思うんよの。そんな、財政措置どないなとんのかと言われたら、執行権持つものど審議権の議会とでは、これはもうそれに対しての財政措置を議会ができるわけがないんやな、議会は。そやから、この反問権ということ、定義まではいかずとも、反問権というのは一体何ぞや。どこまでを反問権とするんかということをもちょっとわかりやすくしといたほうがええん違うかの。と思うねんけんどな。

○柏木 剛委員長 わかりました。委員会の中では、これはもう先々代からの反問権の話は議論はしてきたと思うんです。ただし、印部委員の言われたのは、もう少し全議員が共通した認識を持った上でやるべきじゃないかというんですけど、具体的にはこの第8条が関係するんですよ。第8条。その第8条について、この前言われてた、長船議員が言われたのは、原則一回とする条文が入ったほうがいいんじゃないかという話がありました。それから北村議員は、提案に対する質問なんかはというような話もありました。その辺のところは、この表現の中で入とんかどうか、私はこの表現、要するに議会の議長または委員会の秩序保持権によって認めることができないものとしまして、この表現で入るように思ったんですけど、その辺はどうでしょうか。

印部委員。

○印部久信委員 この反問権というのは、基本的にこの反問権を議会基本条例に入れるということは、間違っても執行部からの要請やというようなことあってやりよるのではないわけよの。あくまでも、議会自身が審議において執行部に反問権を持たすほうが、より深く議論ができるであろうという前提のもとに反問権というのは持たしてらんだろ。執行部に反問権の権利を与えてくれやいうて執行部に言われてしよるの違うわけ。より議論が深くなるよのということ、この反問権というのをあるわけや。そこのところ、基本的なことを考えてやらんと。執行部がつけてくれやいうてつけよんの違う。あくまでも、審議が深くなるよのということが基本的なバックボーンや、この反問権というのは。そこ

やから、その根本をわかつとかんとやな。

○柏木 剛委員長 その辺のところを含めて、この第8条についてどうでしょうかということなんですけどね。この、8条の条文等及びその解説の部分のとも。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、印部委員おっしゃったように、内容はもうこれでいいんじゃないかと。あとは、その議員の理解の問題であるということだと思います。

○柏木 剛委員長 わかりました。
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 同じく、その印部議員の言われた、より議論を深めるという目的のためだと思います。どういう内容について反問があるかということが、全協の委員さんの中でもちょっと心配なところもあったかなと思うんですけども、やはり予算措置とか、いわゆる執行権に関するようなものについては反問できないと思いますね。例えば、政策論についてはやっぱりしてもええかなと思うんで、その執行権と政策論のうまく表現した説明のところにあらわしておけば、次回ほかの議員さんに説明して理解を求めていけばいいと思います。蛭子議員言われたように、内容は私もこれでええと思います。条文のほうのね。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 私ちょっと違うんですけど、例えば予算財源がどこにあるんやと。例えば何かを買うてくれとか、何かを料金下げてくれとかいうて委員が質問したときに、執行部としてはできませんと答えてしまったら終わってしまうわけで、そしたら何か財源を考えておられますかと聞き返すのは僕は構わんと思ってます。

○印部久信委員 どっちがよ。

○原口育大委員 執行部が聞き返しても、僕は全然問題ないというふうに思ってますから、当然、質問者が財源のことを念頭にあるのであれば、自分からこういうものを使ってでも下げてくれということは言うと思うし、もうそれを含んだままで質問して財源はどこにあるんですかと言われたら、ここにあるやないですかということは言えると思いますし、そういう議論はどんどんしたらええというふうに思います。

仮にそれを言うたときに、それは使えませんとか、それは削れませんとかいうのは向こうのまた答えであるんで、僕はやっぱり財源にも踏み込んで、質疑というか反問があっても僕はええというふうに思ってます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 その財源についての反問があったときには、財源はここにありますということになってきた場合、予算の修正かけるときは、予算の修正議案を出すときには、財源の捻出を歳入・歳出をつくって修正かけるわな。修正かけるときには、修正案はそういうようにするわの。ただ、委員会、本会議での質疑の中において、財源はここにあるということになってきたら、極めて漠然とした財源になっていくん違うんかな。そこまで反問権をいわれて、こちらがその財源について反論、またこんな執行部に対して反論する場合には、大分その予算の修正かけるがごとくのような予算措置を我々でそれなりに考えて言わんといかんようになってくるねんの。そこできるかな。

○柏木 剛委員長 ちょっとだけ、すいません。これね、この6ページのところのただしという言葉があるんですよ。ここにも明確に書いてあるんですよ。予算措置や代替案の提示を求めるなど、我々議決機関として答弁ができないことに対する反問は議長が認めないと。こういうこと書いとるんだな。どうなんですかね、今の話は。
森上委員。

○森上祐治委員 この反問権について、私個人は、こういう委員会でいろいろ文章見ると中で初めて知った言葉なんやな。今まで、そんな反問権やて知らんままでずっと議会にかかわってきとるし、早くからやとる議会も、全国的に北海道の栗山町議会先頭にあったんやけども、私自身考えよったら、別に反問権が議会としてそういう何かの条例なんかで設定してないからといって、その議会の民度が極端に低くてそんな問題で制するもんではないと思うんですよ。さっき同僚議員がおっしゃったように、議論を深めるためにあったほうがええんでないかいと、あっても別に悪いことないなというような程度のことやと私は思ってたんやな。それで、実際全国的に見て、反問権がどのように活用されとると、ほとんどあれへん、今のところ。これからどないなるかわからんけども。だから、その程度のもんやと私は思うし、お互い二元代表制の我々チェック機能果たしとる。そのために質問いろいろしとる。彼らは、予算を握ってやっぴり政策をつくりよる側やから、当然質問があつて、それに対して何やええかげんではない厳しい質問しよったら、何か抑えにかかってくるような印象すらある反問権やな。そういうのは、やっぱり我々はそないに突き詰めて考える必要があるんかなと、私は個人的に思ってます。だから、全国的な流れとし

ておいとくのは何ら問題はない。しかし、これについていろいろ細かい約束つくるとか、そんなんは私は必要ないんじゃないかなと思ってます。

○柏木 剛委員長 ちょっときょうの場合は、どちらかとその条文についてもう少し議論してもらって、これでいいのかあるいはこう変えるかということのほうにしたほうが、その反問権の是非の話じゃなく。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、この今言われた、予算措置や代替案の提示を求めるなど、議決機関として答弁が不可能な反問は認めないということ決めたんですわね、一たん。それで、それを全協に出したら、ここまでやる必要ないんじゃないかということが出たわけでしょう。原口委員の場合は、この反問権の内容をさらに高いものにせえという内容でしょう。今、言ってることは。全協でもっと低いものにせえといってるのに、今それを踏まえてより高いもの出そうという議論は僕は成り立たないと思うんです。それは、すごく矛盾しと思うんですね。だから、むしろみんなが一たん一致したものが、全協で理解が足りないからああいうことになったんであって、皆が一致したものを理解してもらったらええんじゃないかという話を僕はしたんですけども。原口委員は、皆が一致したものにさらに高いものをするべきやと言うような印象なんでね。解説は一致したんですよ。どんなものをするかという解説文まで議論して、一字一句チェックして出したものでしょ。これをさらにまたやるとなると、また議論もう一回やり直さなあかん話になってくると思うんですよ。

○柏木 剛委員長 原口委員。もう一回ちょっと今の件。

○原口育大委員 全協で出てたように、本来、委員長なり議長の議事整理権があったら対応できるんやからいらんという意見もあったわけで、ちょっと僕、今さっき説明したんはちょっと例がまずかったんかもわからんねんけども、結局は質問を深めていこうと思ったら、そういう話には当然触れないと質問は深まらへんというふうな認識でちょっと言いましたけども。だから、逐条でもう書いとるんやからもうそれでもいいんですけども、本来その部分に触れたらいかんということでは僕はないというふうに個人的には思ってます。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 反問権については、結論から言うて、私は別に反問権については賛成です。ただ、これもいろいろなところへ視察にも行って、先ほどある議員も言っ

たけども、ほとんど機能してないと。ただ、基本条例の全体的なグレードアップのために反問権やら入れとるのであって、それと例えば一般質問でも、それなりにそれぞれ信念持って勉強して質問するねんから、たとえどんな話が出てきても当然議員が反問に答えるのが当たり前であってね、そんな心配するんであれば何も質問せなんだらええんであって、執行部もそんな常識的な予算の財源とかそんなこと言うてくるはずもないし、私はこの反問権というのは入れるべきやなど。そんないらん心配はいらんと思います。

○柏木 剛委員長 どうですかね。また、市長等は議員の質問に対してその背景とか根拠、これは要するに趣旨とか意味を確認するという意味を正すために議長及び委員長の許可を得て反問することができる。反問という言葉はきついということも印部委員ありましたけど。

印部委員。

○印部久信委員 反問きついやいうことない、ただ全協開いた印象では、その反問権に対する理解は議員のレベルで大分差があるなと思ったんで、そのことについて、反問権とはこういうことですよというようなことを、やっぱり議員レベルある程度合わしとくようにしといたほうがええん違うんかなと思って。

それと、ああいうとんでもない全協の議論というのはほぼないに等しいんであって、あっては困るんや。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 我々は委員会として議論つくしてきたんでわかってるんですけども、他の委員外はそこまでまだ深めてない部分も確かにあると思うんですけどね。逐条解説なりあるいはしっかり学んで、またそれぞれの議員間でいろいろ話を出し合って理解してもらおうということではいけるように思うんです。

○印部久信委員 そうでないと、議員が執行部にやられてしまうとか、そういうような被害妄想的な感じを受けとっとる人もおったわけや。

○柏木 剛委員長 北村議員が言われてましたように、提案に対する反問があったら困ると、困ると言いますか、提案に対する反問という話も何かされてましたんで、これ何か提案は提案で構わないんですよ。だから、それはどんどんやっていけばええと思うんで、そこら辺のやっぱり意図、反問ということの意図をもう少し理解して。

○印部久信委員 基本は議論を深めるやからな。

○柏木 剛委員長 そうですね。そんなことで、条文的にはどうでしょう。その理解を深める、議員が反問権のことについてもう少し共通の理解を持つような格好を、全協なりの場でもう少し共通認識にしとこうという話ですか。どうでしょう。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 全協の場というよりは、もうちょっと日常的にやってもらったらいいいん違うかなと。

○印部久信委員 もう、全協全協いわいでも、あの意見を集約したらもう全協はいらんよ。そないしとったら、もう幼稚園の会議になってしまう。

○柏木 剛委員長 わかりました。じゃあ、もうそれはふだんの場で、その反問権についてはいろいろ認識を共通していくということで。

もう1つ出てきましたのが、この倫理条例について、小島議員が意見言われてました。この件についても、ちょっと結論を出しておきたいと思うんですが。倫理条例はですね、20条ですか。これに、ちょっと御意見をいただきたいと思うんですが。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 私たちの議会は、政治倫理条例が先行したんですね。基本条例があって倫理条例があるというのが、条例上の優位性というか階層性とでもいうんか、法律の階層性から見たら、基本条例があって政治倫理条例があると、このスタイルが普通でしょうけれどもたまたま先行してできてると。チェックすべきポイントは、この基本条例でうたう議員の政治倫理に照らして、現状の政治倫理条例がふさわしいものかふさわしいものでないのか、このあたりがポイントになるのかなと思うんですね。この基本条例でうたって、私はそんなに矛盾はしてないというふうに理解しとるわけですがけれども、この基本条例に矛盾してる内容があるんだという指摘があればそれを議論したらいいと思うんですが、それをしだすとこの基本条例というのはまた先になっていくのかなと。あるいは、政治倫理条例と基本条例と抱き合わせで取捨選択をせえというような話になってくると、議論はちょっと混迷するんじゃないかなという印象を持っておりますので、これはこれとして、でき上がった段階で政治倫理条例がおかしい矛盾があるということがあれば、それは別の議論の場として進めていけばいいのではないかなということを思っております。

○柏木 剛委員長 これは、すみません、小島議員が言われたことについて、何か倫理

条例はやめてここに盛り込んだらええということちょっとちらっというふうに、その辺のところの解釈をもう少し。

印部委員。

○印部久信委員　　もう、私の意見はほぼ蛭子議員とイコールなんですが、小島議員の言いよるのは、議会基本条例の中に政治倫理条例を持ってきたほうが、議会基本条例で一本ですっきりするとういよんのよの。けど我々の考えは、南あわじ市は議会基本条例ができる以前に、既に議員は議員政治倫理条例をつくってやってましたよという、これが大事なんよの。我々は、議会基本条例より以前にこれをまずつくってやってましたよ。ということは、この議会基本条例の中に政治倫理条例を入れることにおいて、将来に渡ってこの議会基本条例を見たときに、政治倫理条例と基本条例を同時につくったというようなことを思われる可能性があるねんの。いや、違いますよと、南あわじ市は以前に、もう既に議会基本条例ができる前に政治倫理条例はつくってましたよということ位置づけるためにもこれはこの中に組み入れるべきでない。それで、仮に組み入れるやいうことになったら、この政治倫理条例を議員提案してまず廃案にせんなんねん、これ。そんなことになる。私は、それはもうこの2段階でやっといたらもうええと思いますよ。

○柏木 剛委員長　　わかりました。

原口委員。

○原口育大委員　　基本的には、今、印部委員言うたように、既に倫理条例があるわけで、今から制定しようとしとる案が今あるやつを廃案を前提としてつくるとなったら、これはかなり今から議論せなあかん話になるんで、それは今あるものはこの形でいいというふうに思います。ただ、小島委員心配されてたようなことも十分あるんで、今後、倫理条例については検討すべきかなというふうにも思ってますし、仮に検討するんだったら議員の身分にかかわるんで、次の市議会の改選までに間に合うようにしてあげないといけないなどというふうに思ってます。

○柏木 剛委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　小島議員が、今の政治倫理条例に対して疑問持っとんのか。小島議員の言いよるのは、何も1人の議員の発言を全部取り上げらんといかんとは思わんねんけど、言いよる発言は、政治倫理条例の一文を議会基本条例の中へ組み入れてほしいと言いよんの違うのか。

○柏木 剛委員長 どうだったですかね。
原口委員。

○原口育大委員 僕が受けた感覚は、二本立てやなしにもうそっちを廃止してこっちにせえという話やと思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そやから、議会政治倫理条例を議会基本条例の中へ組み入れてくれと言いよんのか。ということになってきたら、今ある政治倫理条例を議員発議してまた廃案にせんなんというねん、そんなことはできないというねん、わしは。それで、今までの南あわじ市の歴史を見ていく上においても、政治倫理条例は議会基本条例よりもずっと先に制定してやってましたよということを見せるためにも、一本に組み入れるべきではないというねん。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 いろいろなところの条例見てたら、委員会の設置条例とかについても、基本条例なかにうたっとけば委員会設置条例いらんとかですね、いろんな相互の関係はあると思うんですよ。だから、それも含めて、ずっと今から仮に制定したとしても、継続的に見直していくべきやというふうに思ってます。

○柏木 剛委員長 この件については、議員報酬の条例とか議員定数の報酬も含めて、この23条に、この条例は議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等の制定または改編にあたってはこの条例との整合性を図るものとする。そこで、その他の条例との関係をうたつとというふうに理解してますんで、そこで整合性がとれておけばこちらを改正するのは問題ないというふうに思いますんで、これはすべてこの議員報酬も議員定数も全部同じパターンでこの議会基本条例の文言はできてますからね。だから、小島委員が言われるように、ここに条例案の中身を持ち込むというのはちょっと異質になって違和感が出てくると思いますんで、そうしたいと思いますが。
印部委員。

○印部久信委員 議会は、基本的にすべての条例に関しておかしいなと思った場合は、議運発議で協議して、議員の意見をもって変えることはできるねんからそう気にせえでもええ。やりよっておかしいと思ったら、すべての条例というのは議員発議で変えられるね

ん。

○柏木 剛委員長 わかりました。

そしたら、もうそんな時間かかりませんが、一たんここで休憩したいと思います。
11時5分まで。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時05分)

○柏木 剛委員長 再開します。

6月21日、全協で出た意見というのはほかにありましたですか。条例の条項とか文言といった、特になかったように私は思ったんですが、メモの範囲では。

○印部久信委員 あのときの意見は、議会改革特別委員会が一生懸命やってくれとると
いう感謝の気持ちを言いました。

○柏木 剛委員長 そしたら、次にいきます。

今後の予定ということなんですけども、これからこの委員会として、この条例制定まで
に向けてどんなアクションが必要かという、先ほどのパブリックコメントはもう結論出し
たつもりですので、そうするとあとはどんなアクションがいるかということだけをちょっ
と議論して終わりにしたいと思うんですが。

印部委員。

○印部久信委員 委員長、全協の意見もきょうの委員会で十分取り上げて委員会で協議
したんやから、もう全協に諮る必要もないし、委員会は委員会で今までのことをまとめて、
あとは議員発議で何月議会に上程するかはお任せしますけど、もう上程してもうてもええ
んでないかと私は思いますよ。

○柏木 剛委員長 ほかに。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 成案を得るために、委員外委員の方にいただいて、もうちょっとした
共通理解を得るためにここはいらんとは言うねんけど、全協にかわる委員外委員を招集し
ての委員会を再集して詰めをしたほうがええと思うねんけどな。今の反問権の問題も含め

て、勝手に理解せえよというんではあかんと思う。この委員会で十分にしといてあげるほうがええんと違うかな。委員長にお任せします。

○柏木 剛委員長 今の件もう一回確認しますと、要するに改革委員会をもう一回この条例内容について会を開いて、そこで委員外委員という格好を、それはあくまで全協でない場で。委員外委員を入れて委員会開催をという意味ですね。わかりました。
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 もう少し議論したいのは、その施策等の形成過程の説明ということで、予算委員会等での資料提出を求めることはあるんですけど、その辺の事前協議とか、これについていろんな異論もありましたので、この辺もう少しまとめておかないと、委員会としてもちょっとまだまとまってないと思いますね、ここの条項については。

○柏木 剛委員長 要するに、どんな資料をどんなタイミングでというような意味を含めての話ですね。ところがまだまだはっきりとしてない部分があるという。
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 執行部側との、この条例を制定するにあたっての事前協議ということの意味ですよ。中身については、条例ができてから協議したらええことだと思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 資料提出ですけどね、資料の提出は各常任委員会、特別委員会はともかくとして、委員長から執行部に対して資料の提出要請した場合は、今でもそれに執行部は要請にこたえてくれよんの違うんかな。あえて、執行部は委員長からの資料提出に対して拒否できるやいうことは、何かのこの部分については拒否できるやいう、資料提出を拒否するやいうこと議会事務局あるのかな。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） 議会のほうから、資料提出を委員会なり本会議でします。執行部側は、それは提出しなければならないという規定がないので拘束はされません。ただ、できる限り資料提出は今しているような状況かと思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員　　今の事務局の説明でしたら、提出しなければならないということはないということなんですが、現状、議会基本条例の中に、委員会からの資料提出があった場合には、執行部は必ずその委員会の委員長の要請にこたえなければならないというような一文を、あえて入れとく必要が今の現状から見てあるのかなと思うんですけどね。そこら、委員長どない思います。

○柏木　剛委員長　　この条文見てるんですけど、その提出を求めるものとするというところでとまってるんですけどね。いろいろな件について、7つぐらいの項目について。
印部委員。

○印部久信委員　　事務局に聞きたいねんけど、今まで南あわじ市が発足してから7年ぐらいで、委員会からの資料要請に対して、執行部が資料要請に対して資料の提出はできないやいうことあったかな。

○柏木　剛委員長　　事務局。

○事務局次長（阿閉裕美）　　すべてがすべて覚えてるわけではないんですけども、余りいうた資料提出されなかったという記憶はありません。

○柏木　剛委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　この条文の議論をしたときに、どんなものがあるかということで議論があったかと思うんです。そのときに、行政評価シートだったかな、あれで大体全部網羅されてるんじゃないかという話だったかと思うんですね。ですから、それは別に求めなくてもインターネット上にも掲載してあるものだし、非公開のものではないわけで、コピーしてこいというだけの話になってくると思いますんでね、これでは不十分だということであれば、また議論もう一回せんとあかんと思うんですけども、あれで相当なものが出てくるという理解をしとったんで、僕はもうそれでいいのかなと思とったんですけども、今のお話だったら、ちょっと意見分かれとるといふのはどこが分かれとったんですか。

○柏木　剛委員長　　久米副委員長。

○久米啓右副委員長　　僕の発言を正しく理解されてないようなので、その条文はこれでいいし、特に条文を変えなければならないということじゃないんですよ。これで網羅され

てますということで、印部議員や蛭子議員と同じですということです。

この条例を制定するにあたって、執行部側との事前協議という問題で一つ議論になったじゃないですか。印部委員は、二代表制ということで、議会が定める条例について事前に協議する必要はないというようなことも発言されたかと思うんですね。これは、例えば我々は要求するけども執行部側はどんな用意するんだと、事前事業評価シートで対応できるかどうかということで、ああそれで結構ですというような、そういう事前協議をしておけば問題ないんじゃないかと。もっと、今回の政策についてはもう少しというようなことはあるかもしれませんが、基本的にはそういうシートでこの条文については網羅できるというようなことで、確認の意味ですよ。確認の。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 今まで、予算書であれ何であれ、執行部は一応予算書の場合は附属資料等も添付して出してきとんねんの。それで、我々委員会において、執行部から出されとる議案に対して質疑を行う場合、議案提案ができて、所管付託されて質疑をしていく上においてこの資料がないと、この資料がほしいという時点ではじめて委員会は委員長に要望して、委員長からその時点で執行部に対して資料提出を求めるのが正しいんじゃないかと思うんでな。今、執行部があえて議会に対して原案以外に附属資料出しよんのは、予算書だけであつたと思うねんけど。あとは、付託された委員会においての審議の過程において、資料の提出を求めよんねやと思うねんな、今までのところ。私の記憶では。そやから、やっぱり審議の過程で資料提出を求めるでええと思うねんけど、あえて事前にもろもろの質疑をする上において資料提出を先というのは、どないで。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 印部委員の発言は、そういうのは委員会の中でほしいと思ったときにはやってますよね。それで、翌日には提出してるという、そういう資料提出はこれまでどおりでええと思うし、予算委員会でも執行部が付けてる資料もそれで全部賄っておればそれでいいと思います。ただ、そういう手続が担保するという意味でこの条文を載せますということで、それは執行部側とこの条文について執行部に提出を求めることを書かれますというそういう協議、それだけです。中身については、今までどおりの手続でやることですから。言葉だけで。

○柏木 剛委員長 ちょっと、今の委員の話をもとめますと、上程する前に一度は執行部との確認ですね、どちらかというたら。執行部と確認の場を。

○印部久信委員 何を上程するまで。

○柏木 剛委員長 この条例をね。なぜそういうことを言われてるんじゃないかということ。違いますか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 印部委員おっしゃってましたけども、これまででも、例えばこの6月議会でも人形会館の指定管理の契約についてはいろんな附属資料が出てきていると思うんです。議案はもう1枚の提案しますというだけで。あと契約書の内容であったりとか、相手の事業内容であったりとか、わかるようなものが添付されてきてますわね。だから、それで足るか足りないかという話はあると思うんですけども、足りないということであれば総括質疑のときにも質疑もできる、委員会で付託されてもできるということになってくると思うんですよ。ただそのことをうたって、さらにそういう資料、わかりやすい資料を求めるという縛りというたらちょっと言い過ぎかも知れませんが、そういう基本的な姿勢を明確にしておくということだろうと思います。

具体的には、一番よくわかるのは行政評価シートかな、これが一番よくわかると、評価するにあたってはね。新しいものについては、新しいものとして例えば提案のときに何ぼか条例、こんな条例ですと書いた資料もきてますわね、総務からね。かがみのところについてと思うんですよ。執行部としては、できるだけわかりやすい説明をして、議会で議論してもらって、効率よくしてもらって承認してほしいと、議決してほしいという思いの中で動いているんで、我々も別にはなからとめるということではなくて、議論をして疑問を出し尽くして態度を決めてるということまでやってきた。それをさらに、もう少し文章化をして明確にしておこうというスタンスではないのかなと。事前に協議は必要とかいうことではないようには思います。

○柏木 剛委員長 わかりました。

原口委員。

○原口育大委員 伊賀市あたりがやってて、朝来市も養父市も取り入れとったと思うんですけど、様式が1つあって、その様式に落とし込んでもらうようにしとったと思うんですよね。だから、ここにある7項目なら7項目を記述するような様式は双方で1回協議されて、こういう形に落としてくださいよというところが一番効率的やと思うんですけど、事務事業評価自体は、すべての事業について順番つくってはやっと思ってると思うけど、毎年それをやっと思ってるものではないと思うんで、今、議案として出てくるものについては、別途そ

ういうものにまとめたもので出してもらおう方がいいんじゃないかなと思います。

○柏木 剛委員長 ちょっと私は、条例以降の話、今だったら条例以降でできる話かと思うんですね、制定以降で。だから、条例制定までに何かやるということで、執行部との事前確認、調整がいるのかということの意味でどうでしょうかという意味なんですけども。もう、できたらあと通告的にやると。あとは、事務的な話、技術的な話といいますか、様式的な話はもう通告はやったあとで協議するという考えでいいのかなどですか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この、事前をやればね、結局議会の議論というのは物すごく形骸的になってしまうと思うんですよ。よくあるのは、全部話終わつとるやないかと、昔あったんですけど、全協で条例案も議案の説明も全部やって、非公開の中で全部やってもう話ついてるじゃないかというようなこともかつてはよくあって、それは本当に議会の形骸化になっていくと。説明を求めて了解を取ることじゃなくて、その議案として出されてきて説明資料があつて、それを解釈をして深めていくということは、会派であったり議員であったりやることであるかなと。事前調査という、事前審査というのは極力戒めるべきであるという考えがベースにあると思うんですけれども。

○柏木 剛委員長 どうでしょう、きょうの場で実はその今後の上程制定までのアクションという意味でいったら、執行部との事前の確認の場とかいうのはもういらぬという結論で。そういうことで、久米副委員長、何か納得でしょうか。

○久米啓右副委員長 間違つてるかもわかりませんが、その条例自体に対する執行部との協議じゃないんですよね。それはもう必要ない、当然必要ないもん、我々で決めて制定するということになってます。その第9条の、提出を求める中身について、例えば余分なものをつくってこれからずっと続けて提出してもらわなあかんのかね。それとも、7項目網羅したシートがあれば、これでいってくださいというようなそういう話し合いを少なくともやっておけば、この施行にあたってスムーズにいくんじゃないかと。制定して、予算委員会で「そんなん弱ったな」とかいうことにならんように、事前に準備させておくということの意味ですよ。

○柏木 剛委員長 だから、そのタイミングは、やっぱり上程するまでにやったほうがええという。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その、事前の協議をするというような前提の話じゃなくて、今の状態で、今のままで説明資料、附属資料出てきますよね。それで、一つひとつの条例について、7つでええのか8つでええのかとかいうようなこと、一本一本出てくるものすべてやるというのは、そんなことはする必要ないと思うし、ここで出されている中身のもので、当然なかなか評価の、定まっとるものは当然定まったものとしてある。本来であれば、全部の事業を毎年やっぱり評価していく必要がある、それが今できてないということであれば、それ全部せいというぐらゐのことは毎年やっぱりやるべき、決算のときにはするべきだと。あるいは、決算踏まえて次の予算化するときには、すべての事業のそれぞれゼロベースでやるべきものというのはきっとあると思うんですよね。するのが普通だと思うんです。ただ継続してる、どの事業であっても継続するには継続するなりの必要性があるだろうし、予算書として出てきた場合は、すべての項目に渡って執行部が答弁する責任があると。とすれば、行政事務評価のシートというのはもうすべてに渡ってつくってるのが前提で議論をすると。出せといわれたら出てくると。こういう関係ができておれば、一般的にできておればこと足る話じゃないかなと思うんですけど。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これ、一番肝心なことは、これ執行部には見せる必要もないねんけど、執行権に及ぶようなことはない、これは事務局もついとると思うねんけど、本当いうたら開かれた議会、議会改革をいうんやったらね、今もう時間的な余裕がないからやいうて、専決やったもんから全部全協もって事前審議してやってる。これは、本当言うておかしいことなんよね。本当言うたら、本会議で堂々とやるべきなんや。特に交通事故の問題やでも、もう一部の人しか知らんわけやな。やっぱり、本当にそういうことを言うんであれば、そんなことも事前にここで根回ししてやるやいうこと自体がこれは本当に、こういうことをやっていくんがわしら議会改革やと思うんよ。そんなもん、専決やったもん本会議で堂々と言うことは言う、そういうこともやっぱりこれから考えていくべきやと思います。それが本当の議会の改革やと思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 それと、今、阿部議員が言われたことは当然であって、それでこれ事務局に確認したいねんけれども、専決は議会で否決できるんですか。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） 不承認はできます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 私が聞いているのちょっと違うな。専決は、議会不承認で覆すことができますか。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） 一応、不承認ということはできますけども、ただその執行されてることについてはもう別にそのままです。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうよ。ということはね、これは後追い追隋よの、専決というのは。そうだ、もう既に執行されとるねん。それを議会へ出してって承認不承認やいうのはな、今も阿部議員が言われたように、こんな議会の採決権というか審議権というか、ないことされたら本当に困るのよの。本当にここら大事やと思うで。それでないと、例の九州であったように専決専決でどんどんどんどんいってしもうて、議会が混乱する、議会無用論、議会形骸化になってくるねんの。だから、我々は議会基本条例の場合はやっぱりこういう根本的なこと。

それともう一つ言いたいのは、執行部が議案を議会に対して提案するときに、議運で一応審査しよるわな。けど、その議運においても、執行部が議案提案してきたときに、今期にこの提案を出さいても次回に回してくれとか、この提案を議会は認めないとかいうことまで踏み込んでやれるようにもしたかと本当はいかんねん。そうでないと、議案提案は条件さえ出しとったら出せるというものの、一番私は今でも残念に思とんのは、新庁舎のときの住所変更の議案が出てきたときあったよな、あれ3分の2のとき。それで、そのときに住民投票を要望しとるその採決がここにある、ここにあるのにこれ以前に4分の3の住所変更が出てきた。何で、この議会で住民投票するか否かを採決したあと、3カ月後に何で住所変更が出せなかったんかと、今でも思とんねん。そやから、あのときはもう一番ああいうことで混乱したわけやな。そやから、議運というもの、議運というのは議会やな。議会というものは、その議案提出に対してチェックできるんかもうそのままか、そこらを実際どないなとるので、これは。議会の機能として。そういうことはできるんかできないのか、また議会改革基本条例、そういうものはつけれるのかつけれないのか。そういうのは、本当に大事なんや。議運というものは、提案してきたやつをそのまま受け入れるもの

違うと思う。

○柏木 剛委員長 いや、今の件だけちょっとだけ。条例に関係する部分、ひょっとしたらその部分があるかもしれないので。その議決事件というのはね。

○印部久信委員 今言うた、専決の問題が出てきたさかいな。議会の基本条例としてな。そこらが、本当に専決もあるし、提案権の問題もあるし。

○柏木 剛委員長 あえてうたうような話かどうか、ちょっとだけ事務局の見解ちょっと。

○事務局次長（阿閉裕美） 執行部のほうから提出された議案は、上程できるかどうかですか。

○印部久信委員 議運がとめたり、順送りにすることができるんかという。

○事務局次長（阿閉裕美） 提出する時期については、会期があります。いつ本会議に上程するかというのは議運で決めること、議長が議運に諮問して議事日程をつくりますので決めることはできますが、その議案を提出しないというようなことはできない。時期については、議会で決定することができます。提出された議案を、議会としてはそれを審議して可決なり否決なりするところが議会ですので、それをする前に挙げないということはいけません。

○印部久信委員 時期をずらすことはできる。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 話はちょっとそっちまで発展したんですけど、今9条に関してちょっと私の意見を言うておまして、事前協議という理解がちょっと、議案に対する事前協議というような解釈もされてるようですが、私は事前協議というのは予算説明のための入れ物だけの協議ですよ。中身のない入れ物だけの協議をして、その入れ物を執行部と議会でこういう入れ物に入れてきてくれよということだけで、議案のことについては一切ないわけです。ですから、そういう協議だけはしまししょうかということなんです。

○柏木 剛委員長 私が今言ってるのは、上程までのタイミングでやるのか、上程した

あとでやるのか、あとでもいいんじゃないかという感じの意見もあると思うんですけど。
印部委員。

○印部久信委員 そないなつた場合、具体的にその協議はどこでやるの、議運か。協議
はどこでやるの。

○柏木 剛委員長 改革委員会か。
印部委員。

○印部久信委員 そんなこと言い出したら、議会改革委員会というのはこれはもうあれ
か、特別委員会継続的に残すんか。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 その協議ができておれば、開催したあともその様式に従って執行
部は提出してくるだけでしょ。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そやから、それをどこで執行部とチェックしながら協議するので。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 それは、議会改革特別委員会が執行部に出席を求めて協議する
という。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 それはそやけど、これは今後継続的に年4回議会があつて、予算委員
会と決算委員会があるねんから、その都度都度やっていくということになるの違うの。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 継続的にやる必要ないと思います。1回やれば終わることです
から。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 これで、こういう様式が京丹後市あるんです。これやったら不燃ごみ処理有料化のこの様式、議会としてはこの様式で執行部書類出してこいと。その内容で我々はいろいろと判断していくと。ただ、この書類についての様式ね、この様式で向こうは出せるんかどうか、「いや、そんな手間かかりますよ」と。「我々の事業が倍になりますよ」と、事務事業が。となってくると、それならもっと簡単な資料でええとか、さっき蛭子委員が言われたように、「そんなんやったらもうええ」と、「行政のあれでええ」というような形で。だから、どういう資料がええのか、ほしいのかと我々は。それで、執行部は出せるのかどうかということの話し合いをせえということ。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 出せる出せないよりも、我々議会は所管委員会において書類を出してくれと言うた場合、出せる範囲で今まで出しよんねんから、今、協議しとっても出せないもんは出せない。出せないということはないだろうけど、それはあえて縛りかけなくても今まででも出よんねんから。あえて、こういうことをくくらいでもええん違うの。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 それはそれで、委員会で突発的に資料がほしいという場合はそれでええんですよ。ただ、ここの条文に書いてあるのは、政策等という、市長が提案する計画、政策、施策事業等について今までも資料出してますけども、そういう資料の様式をあらかじめ決めておくということは我々単独ではできないので、協議が必要ではないかと。これは、評価シートで賄えるんならそれでいきましょうし、評価シートを少しアレンジしてもらったならそれでいいし、そういう事前の協議を1回だけすましておけば、これからずっと議会のほうで改正するまではいけるんじゃないですか。

○柏木 剛委員長 こんなふうに7項目を明確に言った以上は、既存の様式、要するに様式のすり合わせということですね。蛭子委員言われたみたいに、必ずしもものによってはこういうことに当てはまらないものがあるとしても別に構わんとは思うんで、柔軟にするにしても、7項目挙げた以上は7項目が網羅されたやつについて一応は要求すると、求めるものとするということですから、そういう格好での一応様式のすり合わせはしたほうがいいんじゃないかという話ですね。

○柏木 剛委員長 どうでしょうか。求めるは求めるんですけども、様式のすり合わせという意味だけですね。項目として。いけるんかもわかりません、わかりませんがね。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 お手本として京丹後市とかあるのであれば、それと今の行政事務評価シートでやったものと2つ、1つの事業について出してもらって、過不足をチェックしたらどうですか。

○柏木 剛委員長 そういう場を持つと、9月までに。その辺はそういうことで、1回やっつくほうがということですね。要するに、情報を求めるということについての様式のすり合わせという意味ですね。だから、条文には何ら関係ないし、事前には1度それだけやっつかないと、あとまたその辺が多少委員会なくなったあとのことも関係するんで、やっときましようということですね。
印部委員。

○印部久信委員 そしたら、うちの委員会で先にひな型つくってかんなんの。ひな型つくって、これでどうですかと。議会はこれでやってくださいということや。それで、向こうがそれに対応できるかだけへんかは向こうの判断もある。

○柏木 剛委員長 なるほど、そういうことですね。わかりました。

そしたらこの件、今後のアクション予定ということでまとめさせていただきます。1つは、蓮池議員が言われました、もう最終成案を得るために、1度委員会を開催して委員外委員を招いて、それで最終的な成案を得るという場を1回持とうということが1つと。2つ目が、執行部と今のほうの政策の背景とかこの辺の情報説明についてのすり合わせの場を持つという、その2つのアクションが条例前に必要だということですね。

それで、その執行部とのあとの場合なんですけど、最終成案得るための委員会、これはいつごろやりましょう。タイミングとしては。この委員会に、委員外委員を招いての日程。
阿部委員。

○阿部計一委員 それと委員長、この委員外委員の人選というのはどないするので。人選よ。

○柏木 剛委員長 全員に。

○阿部計一委員 全員け。そんなら、もう一回全協持つということ。

○柏木 剛委員長 それがいいかも。私も、実はこれについて意見があればいついつまでということを出して、いついつまでに回答を求めようと思ったんですけど、やっぱりその場でやったほうが理解が深まりますね。そしたら、その日程だけちょっと、ちょっとだけ時間があれば、ちょっとあいてる時間、7月。

○蛭子智彦委員 次回、これだけの特別委員会やらなあかん。

○柏木 剛委員長 必要ですか。

○蛭子智彦委員 それまではもうこれやらない。

○柏木 剛委員長 やらないと。1回だけやるだけです、あと。のつもりですけどね。7月のどっか。

○印部久信委員 もう、委員長判断に任すわ。それでないと、皆で用事聞いてたらできへんから。

○柏木 剛委員長 いや、あいてる日をまず決めて、聞いて。それでいいですか、わかりました。そしたら、空いてる日を日程して、またおって委員会案内いたしますんで。そんなところで、本日はまとまりました。いろいろと御協力ありがとうございました。これで閉会します。

(閉会 午前11時36分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年 6月25日

南あわじ市議会議会改革特別委員会

委員長 柏木 剛